

MyAccess 通信サービス契約規約

第1条 規約の適用

株式会社 CSC（以下「当社」といいます。）は、MyAccess 通信サービス契約規約（以下「本規約」といいます。）を承諾して MyAccess 通信サービス契約（以下「通信サービス契約」といいます。）の申込みを行った者で、当社がサービス提供を承諾した者に、MyAccess 通信サービス（以下「通信サービス」といいます。）を提供します。

第2条 規約の変更

当社は、当社の都合により通信サービス契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合には、通信サービスの提供条件等は変更後の本規約が適用されます。

第3条 法令に定めがある事項

通信サービスの提供にあたり法令に定めがある事項は、その定めるところによります。

第4条 通信サービスのサービス区域

当社の通信サービスの提供区域は、当社が別に定める「提供区域一覧表」によります。

- 前項に規定する提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等では通信サービスを利用できないことがあります。
- 通信場所周辺の環境変化等の理由で通信サービス中の機器が継続使用できなくなったことを当社が判断した場合、通信サービス契約については解約することが出来ます。

第5条 通信サービス契約者

通信サービス契約の申込者（以下「通信サービス契約者」といいます。）は原則として法人に限定します。

第6条 他の電気通信事業者への再販禁止

通信サービス契約者は、書面により当社の承諾を得た場合を除いて通信サービスを他の電気通信事業者に再販することは出来ません。ただし、他の電気通信事業者が自己の業務の用に利用するときは、この限りではありません。

第7条 通信サービス契約申込みの承諾

当社は、通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みを承諾しないことがあります。
- 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。
 - 通信サービス契約の申込をした者が、第25条（利用に係わる通信サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 通信サービス契約の申込みをした者が、当社が提供する通信サービスの許容通信量を超過して利用するおそれがあると当社が認めたとき。
 - 通信サービス契約の申込みをした者が、料金その他の債務（この規約に規定する通信サービスに関する料金以外の債務をいいます。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第8条 通信サービス開始までの手続

通信サービス契約者は通信サービス開始までに、当社と次の申込み手続きをして頂きます。

- 当社所定の申込書により通信サービス契約申込
- 当社所定の申込書によりサーバ接続申込

第9条 通信サービス利用権の譲渡

通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により請求していただきます。

- 当社は、前項の規定により通信サービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、通信サービス利用権を譲り受けようとする者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認める場合、その他当社の業務の遂行上支障があると認める場合を除き、これを承認します。
- 通信サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、通信サービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

第10条 通信サービス契約者の氏名等の変更の届出

通信サービス契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、当社所定の書面により速やかに届け出てい

たきます。

- 前項の届出があったとき、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提示を要求することがあります。
- 通信サービス契約者が第1項の届出を怠ったときは、通信サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面不到達の場合においても、通常その到達すべき時に通信サービス契約者に到達したものとみなします。

第11条 通信サービス契約期間

通信サービス契約期間は、別途締結する個別契約に定めます。

- 当社は、前項の規定により通信サービス契約が満了した場合は、あらかじめその契約を更新しない旨の通知を受けているときを除き、満了日の翌日に通信サービス契約を自動的に更新します。

第12条 通信サービス契約の解約

通信サービス契約者は、通信サービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の書面により通知していただきます。

- 第11条規定の通信サービス契約期間満了日前に通信サービス契約を解除する時は、当社規定の違約金をお支払いいただきます。

第13条 通信サービス契約回線の廃止

当社は、通信サービス契約者が第19条規定に従って通信端末に固有情報を登録した日から1年間経過するまで1回も発呼信号が送出されなかった場合は、該当する契約者回線は廃止します。

- 当社から通信サービス契約者に契約者回線廃止の通知を告知した日から3ヶ月以内に通信サービス契約者から継続利用の請求があったときは、継続利用申請日を新たに固有情報登録日として契約者回線を保持します。

第14条 当社が行う通信サービス契約の解除

当社は、通信サービス契約者が第16条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認めるときは、通信サービス契約を解除することがあります。

- 当社は、前項の規定により、その通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ通信サービス契約者にそのことを通知します。

第15条 利用の一時停止

当社は、次の場合には、通信サービスの利用を一時停止することがあります。

- （1）当社の設備又はサービスに障害が発生したとき。
 - （2）当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - （3）第26条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を一時停止するとき。
 - （4）通信回線提供事業者及びアプリケーションサービス提供事業者の設備又はサービスに障害が発生したとき。
 - （5）その他技術上又は当社業務の遂行上やむを得ない事態が発生したとき。
- 当社は、前項の規定により通信サービスを一時停止するときは、あらかじめそのことを当社が適切と判断する方法で通信サービス契約者に通知又は当社のホームページに掲示します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 利用停止

当社は、通信サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、その通信サービスの利用を停止することがあります。

- （1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - （2）通信サービス契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と異なる記載を行ったことが判明したとき。
 - （3）第10条（通信サービス契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出たその内容について事実と反することが判明したとき。
 - （4）通信サービス契約者が、当社が提供する通信サービスの利用において第25条（利用に係る通信サービス契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - （5）通信サービス契約者に、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申し立てその他これに類する事由が生じたとき。
- 当社は、前項の規定により通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止する日及び期間を通信サービス契約者に通知します。

第17条 料金

通信サービスに係るサーバ接続料金、登録手数料及び通信サービス料金は、別途締結する個別契約に定めます。

第18条 サーバ接続料金

通信サービス契約者が、サーバを当社の電気通信設備に接続するときは、サーバ接続にかかるネットワーク設定料金を支払っていただきます。

第19条 登録手数料

通信サービス契約者が、通信端末を取得するときは、登録手数料の支払いを要します。

- 登録手数料は、通信端末を取得した日の属する月の翌月末日までに支払っていただきます。
- 登録手数料は、通信サービスの提供を受けなくても、払い戻しはしません。

第20条 通信サービス料金

通信サービス契約者が、通信サービスの提供を受けるときは、通信サービス料金の支払いを要します。

- 通信サービス料金は、第17条の規定による支払方法により支払っていただきます。
- 第15条(利用の一時停止)の期間中の通信サービス料金の払い戻しはしません

第21条 延滞利息

通信サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに納付していただきます。

第22条 通信サービス契約者の切分責任

通信サービス契約者は、通信サービスを利用することが出来なくなったときは、当社の電気通信設備に接続されている機器に故障のないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

第23条 責任の制限

当社は、通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その通信サービスが全く利用できなかった状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、当社は、通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通信サービス料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第24条 免責

当社は、通信サービス契約者が通信サービスの利用に関して損害を被った場合、第22条(責任の制限)の規定によるほかは、なんらの責任も負いません。

- 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている各種情報の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第25条 利用に係る通信サービス契約者の義務

通信サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- 通信端末を分解し、変更し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこと。
- 故意に通信サービスの回線を保留したまま放置する行為、故意に多数の不完了呼を発生させる等通信のふくろうを生じさせるおそれがある行為その他通信に妨害を与える行為を行わないこと。
- 通信端末に登録されているソフトウェア、通信サービス契約者に開放されたもの以外の設定データ等の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- 通信サービス申込時に承諾したものの以外の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- 通信サービスを使って、公序良俗を乱し、あるいは乱すおそれがある行為を行わないこと。
- 当社若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為を行わないこと。
- 通信サービス契約した通信端末以外から取得した基地局情報を用いて位置情報計算サービスを利用しないこと。

(8) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。

(9) その他当社が不適切と判断する行為を行わないこと。

- 当社は、通信サービス契約者が前項各号の規定の1つにでも該当したことにより当社が損害を被ったときは、その損害賠償を請求することができるものとします。

第26条 通信利用の制限

天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信が優先的に取り扱われるときは、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第56条の規定に基づき総務大臣が告示(平成11年7月1日郵政省告示第482号)により指定した機関が使用している移動無線装置以外の端末による通信の利用が一時停止または制限(特定の地域における通信の中止又は制限を含みます。)されることがあります。

第27条 第三者の知的財産権の侵害

通信サービス契約者が提供する MyAccess サービスあるいは通信端末を組み込んだ装置について、通信サービス契約者と第三者との間で知的財産権上の紛争、侵害事件が発生したときは、当社は通信サービス契約者がとる対応措置に誠意を持って協力することとしますが、通信サービス契約者は契約者が被った損害を当社に対して賠償請求できないものとします。

第28条 MyAccess サービスロゴマークの表示

通信サービス契約者は、通信サービス契約者が提供するサービスが MyAccess サービスに適合していることの証として、通信サービス契約者が提供する端末および MyAccess サーバのポータル画面に MyAccess ロゴマーク(商標登録済み)を表示していただきます。なお、ロゴマーク取り扱いの詳細については、別途定めるロゴマーク使用許諾基準によります。

第29条 サービス提供者と利用条件等についての表示

通信サービス契約者は、通信サービス契約者が提供する端末の取扱説明書等に MyAccess サービスにおいて提供されるサービスのうち、電気通信役務については当社から利用者に提供されている旨を明記していただくことを要します。

第30条 電気通信事業の届け出

当社が通信サービス契約申込みを承諾した場合、通信サービス契約者は、通信サービス契約者が提供しようとする MyAccess サービスが電気通信事業に該当すると認められるときは、電気通信事業法第16条第1項の規定に基づき、電気通信事業の届け出をしていただきます。

第31条 秘密の保持

当社は、通信サービス契約の有効期間中および通信サービス契約終了後3年間は、MyAccess サービスを提供する業務に関連して知り得た一般に公表されていない通信サービス契約者の情報を公表又は漏洩しないものとします。通信サービス契約者は、通信サービス契約者が知り得た当社の情報について同様に守秘していただきます。

第32条 管轄裁判所

通信サービス契約者と当社の間で通信サービス又は本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。